

個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う福祉施策への影響調査（令和2年度分）の結果及び調査結果を踏まえた経過措置（素案）について

令和6年1月1日から施行（令和6年度課税から適用）する所得割の納税義務のない方に対する個人市民税の均等割減免制度（以下「均等割減免制度」という。）の廃止に伴い、個人市民税の課税状況を基礎とし、利用料金の上昇等の影響が生じる福祉施策（57施策）の経過措置を検討するため、この間、影響調査を行ってまいりました。

今般、令和2年度の影響調査を実施し、2年間の調査実績から判明したことを踏まえ、経過措置（素案）を検討しましたので、御報告いたします。

1 影響調査（令和2年度分）の結果について

(1) 影響世帯及び影響額

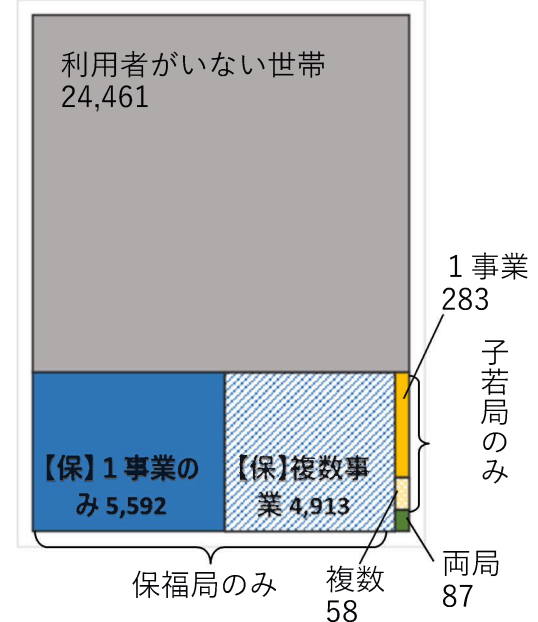
令和2年度に均等割減免制度の廃止の影響を受ける約35,000世帯のうち、福祉施策を利用している世帯は約11,000世帯、影響額（本人負担額の増）の合計は、約9億6千万円であり、令和元年度と同様の傾向となった。

項目	世帯数
福祉施策の利用者がいない世帯	24,461
福祉施策の利用世帯	10,933
保福局施策のみ利用世帯	10,505
1 施策のみ利用	5,592
複数施策利用	4,913
子若局施策のみ利用世帯	341
1 施策のみ利用	283
複数施策利用	58
両局の事業を利用	87

(参考)

世帯内利用施策数（最大値）	12 施策
世帯内利用施策数（中央値）	1 施策
世帯内利用施策数（平均値）	1.95 施策

【均等割減免世帯（35,394世帯）の構成図】



(参考) 影響人数及び影響額

	影響人数 (人)	影響額（本人負担） (千円/年)
令和2年度実績値（延べ人数）	35,095	956,412
令和2年度実績値（実人数）※	13,602	

※ 令和2年度の均等割減免制度により非課税になる対象者の総数は、36,612人（令和3年12月末時点）

(2) 世帯単位の影響額

上記「(1)」の約11,000世帯の世帯単位の影響は、全体の約6割に当たる約7,000世帯で「年間5万円以下の影響額」となる一方で、影響額が50万円を超える世帯があった。

影響額	世帯数
1万円以下	3,457世帯 (31.6%)
1万円超～5万円以下	3,446世帯 (31.5%)
5万円超～10万円以下	1,566世帯 (14.3%)
10万円超～50万円以下	2,075世帯 (19.0%)
50万円超	389世帯 (3.6%)

(3) 令和元年度・令和2年度の経年結果

2年連続で均等割減免制度の廃止の影響を受け、かつ2年連続で福祉施策を利用する世帯は、約4,700世帯（令和2年度に福祉施策を利用した均等割対象世帯約11,000世帯の約43%）であった。

	影響世帯数 (世帯)		影響額 (千円)
		福祉施策利用	
令和2年度の対象	35,394	10,933	956,412
うち、2年連続での対象	16,391	4,667	466,681

(参考1) 2年連続で福祉施策を利用する世帯(4,667世帯)の内訳

影響額	世帯数
5万円以下	2,538世帯 (54.4%)
5万円超～10万円以下	751世帯 (16.1%)
10万円超～50万円以下	1,104世帯 (23.6%)
50万円超	274世帯 (5.9%)

(参考2) 令和元年度に均等割減免制度の対象となり、福祉施策を利用していた世帯(約11,000世帯)の令和2年度の状況

2年連続で減免対象、 施策利用あり世帯	4,667世帯	保福のみ：4,587世帯 子若のみ：69世帯 両局：11世帯
2年連続で減免対象、 施策利用なし世帯(※1)	1,929世帯	—
課税又は非課税と なった世帯(※2)	4,412世帯	課税となった世帯 約5割 非課税となった世帯 約4割 転出死亡等により税データなし 約1割

※1 福祉施策を利用しなくなった要因

- ・ 病気、事故等により単価の高い医療や産前産後の施策を一時的に受けたものの、翌年度には、症状が回復したため、医療を受ける必要がなくなった。
- ・ 施策の対象年齢ではなくなった。
- ・ 対象者が転出、死亡等で施策を利用しなくなった。

※2 均等割減免対象世帯ではなくなった要因

- ・ 収入の増加により、課税世帯となった。
- ・ 収入の減少により、非課税世帯となった。
- ・ 世帯員(転出、死亡、出生、婚姻、離婚など)の増減により、税控除額が変動し、課税又は非課税となった。
- ・ 世帯員の施設入所等により、世帯分離を行った。
- ・ 産休、育休により一時的に収入が減少していたが、復帰したため課税世帯となった。

2 調査結果を踏まえた経過措置（素案）

(1) 経過措置の基本的な考え方

均等割減免制度の廃止に伴い、福祉施策における給付や利用者負担額（以下「負担額等」という。）に影響を受ける方にとっては、その影響は均等割減免制度のない他都市の負担と同一となる範囲に留まる側面がある。

一方で、これまで本市が決定してきた負担額等を前提に福祉施策を利用されてきたことを踏まえると、サービス利用の継続性や影響額を十分に考慮したうえで個別施策ごとに適切な経過措置を講じる必要がある。

(2) 経過措置の対象者

令和5年度時点で均等割減免制度により市民税が課税されず、かつ各福祉施策を利用する方のうち、以下のすべてに該当する方

- ① 均等割減免制度廃止の影響を受け市民税課税となる方（令和6年度以降の年度において、均等割減免制度廃止に関わらず、市民税が課税又は非課税となった方を除く。）
- ② 令和6年度以降において、令和5年度に利用されている福祉施策を利用される方（令和5年度に利用されている施策であれば、施策の対象にならなくなった対象者を除き、仮に令和6年度に利用がなかったとしても、例えば令和7年度に利用があれば経過措置の対象とする。）

(3) 経過措置の方向性

ア 経過措置の対象施策

影響を受ける57の福祉施策のうち、複数年にわたり継続して利用する福祉施策を対象とし、以下の施策については、各施策の性質上、複数年にわたり継続的に利用するものではないことなどから対象外とする。

なお、全国一律の施策（国民健康保険等）であっても経過措置を実施する。

《経過措置の対象外とする施策（案）》

- 日常生活用具給付事業（高齢者向け電磁調理器、自動消火器）
- 介護予防安心住まい事業
- がん検診
- 歯周疾患予防検診
- 高齢者肺炎球菌ワクチン接種
- 高齢者インフルエンザ予防接種
- 高校進学・修学支援金支給事業（入学支度金）（※）
- 児童福祉施設措置費（助産施設）（※）
- 先天性代謝異常等検査採血指導料

（※） 施策の性質上、1人の子どもに対し1回のみ対象となるものであり、経過措置の対象とはしないが、一定の条件を満たす期間について、引き続き対象とする等の対応を検討中。

イ 経過措置期間と各年度の軽減率

経過措置を行う福祉施策を以下「①」「②」に分類し、経過措置期間を設定していく。

なお、経過措置の初年度（令和6年度）は、次の理由から、利用者負担を据置く。

- これまで非課税だった方が課税に変わるという税制面での影響を受ける（納税者1人当たり5,600円/年）こと
- 均等割減免制度を踏まえて本市が決定してきた負担額等を前提に福祉施策を利用してきた方に対し、十分な周知期間が必要であること

① 経過措置を講じる施策は、原則、経過措置期間を4年間とする（据置き1年、軽減措置3年）。

《経過措置期間と軽減率（案）》

- ・ 令和6年度：100%軽減（利用者負担を据置き）
- ・ 令和7年度：75%軽減
- ・ 令和8年度：50%軽減
- ・ 令和9年度：25%軽減

② 施設入所等で長期利用が想定され、かつ影響額が大きくなる傾向にある以下の施策については、経過措置期間を上述「①」に3年間を加えた7年間とする（据置き1年、軽減措置6年）。

《経過措置7年間の施策（案）》

- ・ 障害福祉サービス（入所）
- ・ 養護老人ホーム入所措置
- ・ 介護保険（施設及び居宅サービス・補足給付）
- ・ 障害児入所給付費
- ・ 児童施設措置費（助産施設以外）

《経過措置期間と軽減率（案）》

- ・ 令和6年度：100%軽減（利用者負担を据置き）
- ・ 令和7年度、令和8年度：75%軽減
- ・ 令和9年度、令和10年度：50%軽減
- ・ 令和11年度、令和12年度：25%軽減

※ 軽減率は、上記を基本とし、各施策に応じて詳細の軽減率の検討を行う。

ウ 経過措置の実施方法

- ・ 主に「利用料金や利用者負担額が定額である施策」については、対象者からの申請等によることなく経過措置を適用する方法（年度ごとの軽減率を踏まえた負担額の設定、施設への受領委任払いなど）の導入を検討する。
- ・ 主に「利用実績等に応じて給付額が変動する施策」については、対象者の利用実績等を本市において確認し、経過措置による還付額を対象者にお知らせ（申請勧奨）のうえ、還付申請していただく方法を検討する。
- ・ 一方、本市では利用実績等の把握ができない施策（被用者保険の給付実績が必要な老人医療費や高額医療合算介護サービス費等）などの「申請勧奨ができない施策」については、対象者となりうる方に対し、丁寧に個別周知を行ったうえで、対象者からの申請に基づく還付を行っていく。

エ 経過措置の実施体制

経過措置に係る業務を集約するフォローアップセンター（仮称）を令和5年度中に設置し、還付等の作業を迅速に行えるよう検討を進めていく。

対象者からの問い合わせや個別相談等について、同センターでの丁寧な電話対応に加え、施策を所管する本庁所管課・保健福祉センターと一体となって各施策の横断的な対応を行っていく。

また、均等割減免制度廃止によって利用料等の支払いが困難となる世帯に対しては、境界層措置の適用^{*}等の必要な支援を適切に実施していく。

※ 施策の自己負担額が高額なために生活保護基準を下回る世帯に対し、「境界層措置」を適用することにより、施策の自己負担額を生活保護受給者相当に引き下げるもの。

手続きとして、生活保護の申請を行ったうえで、福祉事務所において境界層措置の対象となるか精査する必要がある。

3 今後のスケジュール（予定）

（令和4年度）

- ・令和5年2月 各施策における経過措置の詳細を委員会へ御報告

（令和5年度）

- ・令和5年秋頃 フォローアップセンター（仮称）を設置
- ・ 〃 秋以降 経過措置の詳細について、令和6年度に経過措置の対象となる可能性がある世帯に対して周知を実施

（令和6年度）

- ・令和6年7月頃 経過措置の対象となる世帯に対して周知を実施
- ・ 〃 7月以降 順次経過措置を開始

別紙1 均等割減免制度廃止による影響を受ける福祉施策一覧

別紙2 経過措置のモデルケース

別紙3 経過措置の影響額の試算

○ 均等割減免制度廃止により影響を受ける福祉施策一覧

別紙1

福祉施策	令和2年度実績値		2年連続 ※影響額はR2実績		方向性 (案)	1人当たりの影響 (代表的なケース)
	影響人数 (人)	影響額 (本人負担) (千円/年)	影響人数 (人)	影響額 (本人負担) (千円/年)		
1 日常生活用具給付事業 (高齢)	7	211	0	0	経過措置対象外	支給額30,857円/年→対象外
2 介護予防安心住まい推進事業	0	0	0	0		支給額120,000円/年→対象外
3 がん検診	836	1,037	100	132		胃がん (バリウム) : 0円/回→1,000円/回 胃がん (胃カメラ) : 0円/回→3,000円/回
4 歯周疾患予防健診	1	1	0	0		0円/回→500円/回
5 高齢者インフルエンザ予防接種	12,978	16,661	-	-		0円/回→1,000円~2,000円/回 ※ 令和4年10月より、一律1,500円/回に見直し予定
6 高齢者肺炎球菌ワクチン接種	890	1,780	-	-		2,000円/回→4,000円/回
7 高校進学・修学支援金支給事業 (入学支度金) ※学用品購入等助成金は経過措置 (4年間)	59	6,466	0	0		45,000円~178,000円→対象外
8 児童福祉施設設置費 (助産施設)	7	2,661	0	0		80,800円→対象外
9 先天性代謝異常等検査採血指導料	10	35	0	0		0円/回→3,500円/回
10 学童クラブ事業	-	-	-	-	直料 し金 済等 み見	1,600円/月→3,000円/月 ※ 令和4年4月から、1,600円/月→1,600円/月
11 障害児通所給付費	-	-	-	-		0円/月→300~700円/月 ※ 令和4年7月から、0円/月→0円/月
12 障害福祉サービス (居宅等)	154	10,861	68	4,857	(経過措置 4年間)	0円/月→9,300円/月
13 障害福祉サービス (移動支援、日中一時支援、地域活動支援 センター・デイ、訪問入浴サービス)	40	1,576	16	580		0円/月→9,300円/月
14 補装具 (障害)	121	866	10	86		0円/月→6,100円/月
15 日常生活用具 (障害)	209	2,099	86	930		0円/月→1,100円/月
16 高額障害福祉サービス費	2	192	0	0		0円/月→8,500円/月
17 在宅自立支援給付費 (重複利用)	0	0	0	0		0円/月→18,600円/月
18 京都市ヘルパー特例派遣事業 (障害)	0	0	0	0		0円/月→1,000円/月
19 緊急時介護人及び入院時支援員派遣事業 (障害)	0	0	0	0		0円/月→9,300円/月
20 障害者休日・夜間緊急対応支援事業	0	0	0	0		0円/月→9,300円/月
21 やむを得ない事由による措置 (障害)	0	0	0	0		24,180円/月→24,900円/月
22 成年後見制度利用支援事業 (障害)	3	892	1	264		申立費用: 114,440円→対象外 報酬費用: 28,000円/月→対象外
23 更生医療	135	2,001	21	309		1,000円/月→2,900円/月
24 自立支援医療 (精神通院医療)	80	794	11	166		1,000円/月→2,900円/月
25 障害者自立支援医療特別対策費	4	81	2	58		0円/月→2,500円/月
26 特定医療費 (難病)	476	21,118	291	13,453		5,000円/月→10,000円/月
27 高齢者すまい・生活支援事業	0	0	0	0		0円/年→18,000円/年
28 高齢者虐待シェルター確保事業	1	32	0	0		1,390円/日→2,560円/日
29 老人医療費支給事業	159	3,998	87	2,556		外来: 8,000円/月→18,000円/月 入院: 24,600円/月→57,600円/月
30 国民健康保険 (高額療養費)	4,791	201,054	1,884	84,142		70歳未満: 35,400円/月→57,600円/月 70歳以上 (外来): 8,000円/月→18,000円/月 70歳以上 (入院): 24,600円/月→57,600円/月
31 国民健康保険 (入院時食事療養費)	1,370	42,553	294	18,709		入院日数90日以内: 210円/食→460円/食 入院日数90日超: 160円/食→460円/食
32 国民健康保険 (高額介護合算療養費)	31	463	7	175		70歳未満: 340,000円/年→600,000円/年 70歳以上: 310,000円/年→560,000円/年
33 後期高齢者医療 (高額療養費)	5,208	163,209	2,207	76,690	外来: 8,000円/月→18,000円/月 入院: 24,600円/月→57,600円/月	
34 後期高齢者医療 (入院時食事療養費)	2,506	91,203	668	39,654	入院日数90日以内: 210円/食→460円/食 入院日数90日超: 160円/食→460円/食	
35 後期高齢者医療 (高額介護合算療養費)	1,033	8,562	428	3,630	310,000円/年→560,000円/年	
36 介護保険 (施設及び居宅サービス・高額介護サービス費)	1,693	157,108	838	92,550	24,600円/月→44,400円/月	

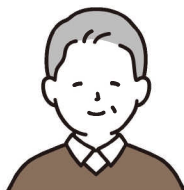
福祉施策	令和2年度実績値		2年連続 ※影響額はR2実績		方向性 (案)	1人当たりの影響 (代表的なケース)	
	影響人数 (人)	影響額 (本人負担) (千円/年)	影響人数 (人)	影響額 (本人負担) (千円/年)			
37 介護保険 (高額医療合算介護サービス費)	1,004	26,128	394	11,938	(経過措置 4年間)	70歳未満: 340,000円/年→600,000円/年 70歳以上: 310,000円/年→560,000円/年	
38 介護保険 (家族介護用品支給事業)	272	14,720	147	8,710		支給額60,000円/年→対象外	
39 介護保険 (成年後見制度利用支援事業)	10	2,485	2	539		申立費用: 114,440円→対象外 報酬費用: 28,000円/月→対象外	
40 育成医療	2	6	0	0		2,500円/月→5,000円/月	
(7) 高校進学・修学支援金支給事業 (学用品購入等助成金) ※入学支度金は経過措置対象外	197	7,808	54	2,106		6,000円~144,000円/年→対象外	
41 子育て支援短期利用事業	0	0	0	0		1,100円/日→5,350円/日	
42 ひとり親家庭等日常生活支援事業	0	0	0	0		生活援助: 0円/時間→150円/時間 子育て支援: 0円/時間→70円/時間	
43 高等職業訓練促進給付金等事業	2	472	1	354		訓練促進給付金: 100,000円/月→70,500円/月 修了支援給付金: 50,000円→25,000円	
44 産前産後ヘルパー派遣事業	0	0	0	0		0円/時間→800円/時間	
45 小児慢性特定疾病医療費助成	23	322	4	71		2,500円/月→5,000円/月	
46 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	0	0	0	0		1,100円/月→2,250円/月	
47 育児支援ヘルパー派遣事業	5	86	0	0		0円/時間→800円/時間	
48 スマイルママ・ホットと事業	2	65	0	0		産後ショートステイ: 600円/日→6,000円/日 産後デイケア: 300円/日→3,000円/日	
49 利用者負担額 (保育料)	100	3,982	12	323		ひとり親世帯等: 0円/月→1,700円/月 その他: 0円/月→4,600円/月	
50 時間外 (延長) 保育事業	30	636	4	90		ひとり親世帯等: 0円/月→2,500円/月 その他: 1,000円/月→2,500円/月	
51 一時預かり事業	3	29	0	0		3歳未満: 800円/日→2,100円/日 3歳以上: 500円/日→1,200円/日	
52 病児・病後児保育事業	4	46	0	0		所得税非課税: 0円/日→1,000円/日 その他世帯: 0円/日→2,000円/日	
53 障害福祉サービス (入所)	4	1,242	1	172		(経過措置 7年間)	0円/月→37,200円/月
54 養護老人ホーム入所措置	5	270	1	54			0円/月→4,500円/月
55 介護保険 (施設及び居宅サービス・補足給付)	622	160,526	303	103,345			多床室: 30,600円/月→53,070円/月 ユニット型個室: 58,800円/月→101,940円/月
56 障害児入所給付費	1	36	1	36	0円/月→3,000円/月		
57 児童福祉施設措置費(助産施設以外)	5	39	1	2	0円/月→1,100円/月		
合計	35,095	956,412	7,944	466,681			

※ 「高齢者インフルエンザ予防接種」、「高齢者肺炎球菌ワクチン接種」に係る令和2年度実績値については、制度適用が固定的でないため、推計によって影響人数及び影響額(本人負担)を算出している。

モデルケース 1 (高齢夫婦・居宅)

夫 (80歳代) ・均等割減免対象

年金受給



年収218万円

(年金所得98万円)
所得控除 (計142万円)
・基礎控除 33万円
・配偶者控除 38万円 他

妻 (80歳代) ・非課税

年金受給



年収88万円

(年金所得0万円)

【福祉施策の利用】

- ・後期高齢者医療 (外来、高額介護合算)
- ・介護保険 (居宅、高額医療合算)

【福祉施策の利用】

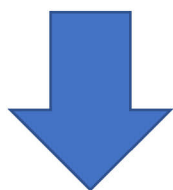
- ・障害福祉サービス (居宅、移動支援)
- ・日常生活用具 (障害)
- ・介護保険 (居宅、高額医療合算、介護用品)

▶令和5年度は...

- ・市民税非課税
- ・世帯合算で福祉施策に31万円を支払い

▶令和6年度以降は...

- ・均等割減免制度の廃止により市民税課税 (5,600円/年)
- ・世帯合算で福祉施策に69万円を支払い

経過措置により
急激な負担の上昇を緩和

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
本人負担 (本来)	31万円	69万円	69万円	69万円	69万円	69万円
経過措置に伴う減額 (本市負担)	—	▲38万円 (100%)	▲30.7万円 (75%)	▲22.1万円 (50%)	▲11.7万円 (25%)	—
		本市負担の合計 102.5万円				
経過措置後の本人負担	31万円	31万円	38.3万円	46.9万円	57.3万円	69万円

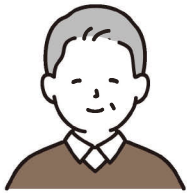
※実際の経過措置の軽減率は今後施策ごとに詳細を検討します。
 ※令和2年度の控除額等により計算しています。
 ※個人及び世帯が特定されないよう、一部加工を行っています。

モデルケース2（高齢夫婦・施設入所）

夫（70歳代）・均等割減免対象

妻（70歳代）・非課税

年金受給



年収**234万円**
 （年金所得114万円）
 所得控除（計151万円）
 ・基礎控除 33万円
 ・配偶者控除 38万円 他

年金受給



年収**92万円**
 （年金所得0万円）

【福祉施策の利用】

・介護保険（入所（多床室））

【福祉施策の利用】

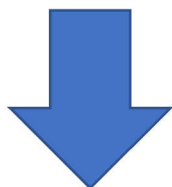
・介護保険（入所（多床室））

▶令和5年度は...

- ・市民税非課税
- ・世帯合算で福祉施策に**104万円**を支払い

▶令和6年度以降は...

- ・均等割減免制度の廃止により市民税課税（5,600円/年）
- ・世帯合算で福祉施策に**217.2万円**を支払い



経過措置により
急激な負担の上昇を緩和

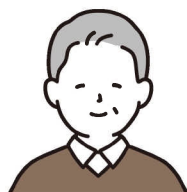
	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
本人負担（本来）	104万円	217.2万円	217.2万円	217.2万円	217.2万円	217.2万円	217.2万円	217.2万円	217.2万円
経過措置に伴う減額（本市負担）	—	▲113.2万円 (100%)	▲85万円 (75%)	▲79万円 (75%)	▲50.6万円 (50%)	▲44.8万円 (50%)	▲22.4万円 (25%)	▲22.4万円 (25%)	—
		本市負担の合計 417.4万円							
経過措置後の本人負担	104万円	104万円	132.2万円	138.2万円	166.6万円	172.4万円	194.8万円	194.8万円	217.2万円

※実際の経過措置の軽減率は今後施策ごとに詳細を検討します。
 ※令和2年度の控除額等により計算しています。
 ※個人及び世帯が特定されないよう、一部加工を行っています。

モデルケース3 (80代、50代(障害あり)の親子・居宅)

夫(80歳代)・非課税

年金受給



年収119万円
(年金所得0万円)

子(50歳代)・均等割減免対象

給与収入



年収238万円
(給与所得148.6万円)
所得控除(169.8万円)
・基礎控除 33万円
・社会保険料控除 36.3万円
・同居老親 45万円
・本人障害 26万円
他

【福祉施策の利用】

- ・後期高齢者医療(外来、高額介護合算)
- ・介護保険(居宅、高額医療合算)

【福祉施策の利用】

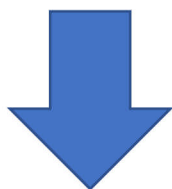
- ・障害福祉サービス(居宅、移動支援)

▶令和5年度は...

- ・市民税非課税
- ・世帯合算で福祉施策に31万円を支払い

▶令和6年度以降は...

- ・均等割減免制度の廃止により市民税課税(5,600円/年)
- ・世帯合算で福祉施策に52.2万円を支払い



経過措置により
急激な負担の上昇を緩和

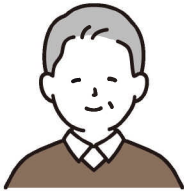
	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
本人負担(本来)	31万円	52.2万円	52.2万円	52.2万円	52.2万円	52.2万円
経過措置に伴う減額(本市負担)	—	▲21.2万円 (100%)	▲18.1万円 (75%)	▲13.5万円 (50%)	▲7.5万円 (25%)	—
		本市負担の合計 60.3万円				
経過措置後の本人負担	31万円	31万円	34.1万円	38.7万円	44.7万円	52.2万円

※実際の経過措置の軽減率は今後施策ごとに詳細を検討します。
 ※令和2年度の控除額等により計算しています。
 ※個人及び世帯が特定されないよう、一部加工を行っています。

モデルケース4（単身世帯・居宅）

主（80歳代） ・ 均等割減免対象

年金受給



年収**180万円**

（年金所得60万円）

所得控除（計64万円）

・基礎控除 33万円

・社会保険料 14万円 他

【福祉施策の利用】

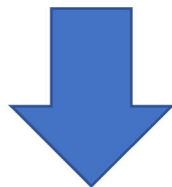
- ・後期高齢者医療（外来）

▶令和5年度は...

- ・市民税非課税
- ・世帯合算で福祉施策に**9.6万円**を支払い

▶令和6年度以降は...

- ・均等割減免制度の廃止により市民税課税（5,600円/年）
- ・世帯合算で福祉施策に**12.9万円**を支払い



経過措置により
急激な負担の上昇を緩和

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
本人負担 (本来)	9.6万円	12.9万円	12.9万円	12.9万円	12.9万円	12.9万円
経過措置に伴う減額 (本市負担)	—	▲3.3万円 (100%)	▲2.5万円 (75%)	▲1.7万円 (50%)	▲0.8万円 (25%)	—
		本市負担の合計 8.3万円				
経過措置後の本人負担	9.6万円	9.6万円	10.4万円	11.2万円	12.1万円	12.9万円

※実際の経過措置の軽減率は今後施策ごとに詳細を検討します。
 ※令和2年度の控除額等により計算しています。
 ※個人及び世帯が特定されないよう、一部加工を行っています。

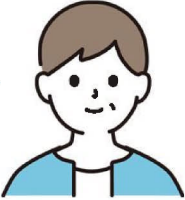
モデルケース5（ひとり親家庭世帯）

母（49歳） ・ 均等割減免対象

長男（16歳）

長女（13歳）

会社員



収入合計**328万円**

- ・ 給与収入210万円
- ・ 児童扶養手当等70万円
- ・ 養育費48万円

【福祉施策の利用】

なし

高校生



【福祉施策の利用】

高校進学修学支援金支給事業
（学用品購入等助成）

中学生



【福祉施策の利用】

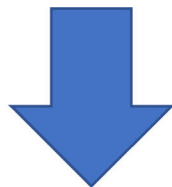
なし

▶ 令和5年度は...

- ・ 市民税非課税
- ・ 世帯合算で福祉施策として**4.1万円**を受給

▶ 令和6年度以降は...

- ・ 均等割減免制度の廃止により市民税課税（5,600円/年）
- ・ 高校進学修学支援金支給事業（学用品購入等助成）の**支給対象外**



経過措置により

急激な負担の上昇を緩和

	R5(高1)	R6(高2)	R7(高3)	R8(卒業) 長女高1	R9(卒業) 長女高2	R10(卒業) 長女高3
助成金 (本来)	4.1万円	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
経過措置に 伴う支給 (本市負担)	—	4.1万円 (100%)	3.1万円 (75%)	2.1万円※ (50%)	1.0万円※ (25%)	—
本市負担の合計 10.3万円						
経過措置後 の助成金	4.1万円	4.1万円	3.1万円	2.1万円※	1.0万円※	対象外

※長女の高校等によって金額は変動

- ※実際の経過措置の軽減率は今後施策ごとに詳細を検討します。
- ※令和2年度の控除額等により計算しています。
- ※個人及び世帯が特定されないよう、一部加工を行っています。


モデルケース 6 (親子3人世帯)

夫 (35歳) ・ 均等割減免対象

妻 (35歳) ・ 非課税

長女 (1歳)

事業主




年収400万円
(事業所得127万円)
所得控除 (計129万円)
・ 基礎控除 33万円
・ 配偶者控除 33万円 他

【福祉施策の利用】

なし

パート



年収96万円
(給与所得31万円)
所得控除 (33万円)
・ 基礎控除 33万円

【福祉施策の利用】

なし

保育園児



【福祉施策の利用】

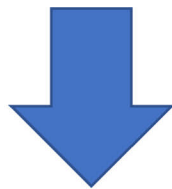
- ・ 保育料
- ・ 時間外保育事業

▶ 令和5年度は...

- ・ 市民税非課税
- ・ 世帯合算で福祉施策に **1.2万円** を支払い

▶ 令和6年度以降は...

- ・ 均等割減免制度の廃止により市民税課税 (5,600円/年)
- ・ 世帯合算で福祉施策に **8.5万円** を支払い



経過措置により
急激な負担の上昇を緩和

	R5(1歳)	R6(2歳)	R7(3歳)	R8(4歳)	R9(5歳)	R10(6歳)
保育料等 (本来)	1.2万円	8.5万円	3万円※	3万円※	3万円※	対象外
経過措置に伴う減額 (本市負担)	—	▲7.3万円 (100%)	▲2.2万円※ (75%)	▲1.5万円※ (50%)	▲0.7万円※ (25%)	—
本市負担の合計 11.7万円						
経過措置後の 保育料等	1.2万円	1.2万円	0.8万円	1.5万円	2.3万円	対象外

※保育料部分は3歳以降無償化対象

※実際の経過措置の軽減率は今後施策ごとに詳細を検討します。
 ※令和2年度の控除額等により計算しています。
 ※個人及び世帯が特定されないよう、一部加工を行っています。

経過措置の影響額の試算（システム改修及びフォローアップセンター設置費用を除く）

（単位：百万円）

令和2年度影響額 （2年連続）		経過措置影響額（すべて一財）									
経過措置を講じる 施策（長期）	影響人数	利用者負担 （見直し前の 国府十一財）	R6分 （1年目）	R7分 （2年目）	R8分 （3年目）	R9分 （4年目）	R10分 （5年目）	R11分 （6年目）	R12分 （7年目）	累計	
	経過措置を講じる 施策（長期）	307	104	104 (100%)	78 (75%)	78 (75%)	52 (50%)	52 (50%)	26 (25%)		26 (25%)
経過措置を講じる 施策	7,527	363	363 (100%)	272 (75%)	182 (50%)	91 (25%)				908	
対象外施策	110	0								0	
合計	7,944	467	467	350	260	143	52	26	26	1,324	
			467	817	1,077	1,220	1,272	1,298	1,324	1,324	

課税額の増（1人当たり5,600円/年）と均等割減免制度廃止に伴う福祉施策の影響（約4.6億円）を令和6年度（初年度）に2重で受けることを防ぐため、初年度の経過措置は軽減率100%とする。

※施策によっては、サービス利用から請求まで年単位のラグがあり、影響の生じる年度が後ろ倒しとなる（例：高額介護合算療養費）。

（参考）

- 減免見直しによる税収増は単年度で160百万円
- 均等割減免廃止により利用者負担が増加することに伴う一財の支出減は単年度で110百万円